

令和8年度 アイドリングストップ支援機器導入助成事業実施要領

令和8年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和8年度 100万円

2. 助成対象機器等(※年度途中に対象機器を追加等する場合があります。)

①蓄冷式クーラー

メーカー	商品名
日野自動車	純正ベッドルームクーラー
UDトラックス	〃
いすゞ自動車	〃
三菱ふそう	〃

②エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置

全ト協助成対象機器に準ずる

3. 助成額

①蓄冷式クーラー・・・・・・・・・・30,000円/1台(1事業者10台まで)

②エアヒーター等・・・・・・・・・・60,000円/1台(1事業者5台まで)

※エアヒーター等は、購入価格の1/2で上限の助成額は上記のとおり

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和8年4月1日～令和9年3月3日とする。

期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

ただし、申請書の提出は事業完了日(購入、取付、支払)から1ヶ月以内もしくは令和9年3月3日のいずれか早い日とする。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱 「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱」による

6. その他

- ・申請書に押印は不要。添付書類の装着証明書等には押印が必要。
- ・領収書に「エアヒーターを含む」等の記載があること。

アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

平成11年12月9日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

（目的）

第1条 徳島県トラック協会（以下「徳ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、第3条で定める助成対象機器を導入しようとする徳ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は会員事業者とする。

（助成対象機器、助成額及び助成台数）

第3条 助成対象となる機器、助成額、助成台数については、蓄冷式クーラー、エアヒーター等、それぞれにおいて毎年実施要領で定めることとする。

（申請方法）

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」（様式1）により、必要書類を添付のうえ徳ト協へ提出する。

（助成金交付）

第5条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第4条の書類等を審査した上で、会員事業者に対し助成金を交付する。

（機器の処分制限）

第6条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ徳ト協の承認を得た場合にはこの限りではない。

（助成金の返還）

第7条 会員事業者は、以下のいずれかに抵触した場合には、助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

1. 第4条により提出のあった申請書類等に虚偽の事実が判明した場合。
2. 第6条の規定に違反した場合。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は平成28年4月1日より適用する。

平成13年10月 1日 改正

平成14年 3月13日 改正

平成25年 3月11日 改正

平成26年 3月11日 改正

平成27年 3月 1日 改正

平成28年 4月 1日 改正 (全条項改正)

令和 4年 4月 1日 改正